

めん羊、山羊を飼育している皆さまへ

防疫対策を強化して 口蹄疫、小反芻獣疫 の侵入防止

アジア周辺諸国

中国、
アフリカ、中近東

口蹄疫については、中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける牛、豚の発生状況のとおり近隣諸国で断続的に発生し、発生地域の拡大が懸念されます。

小反芻獣疫については、中国においてめん羊や山羊で発生が確認され、全土にわたり発生地域が拡大しています。* 別添の世界の発生状況地図参照

小反芻獣疫とは、

めん羊、山羊、鹿等が、感染動物の排泄物の飛沫などに直接接触することで感染し、高熱、流涙、鼻汁（水様⇒膿様）激しい下痢で1週間ほどで、死亡する例が多い。* 日本ではこれまで本病の発生はない。



国内外における、人・物の往来が活発であり、上記の伝染病についても我が国に侵入する可能性が、これまで以上に高まっています。

予防対策を徹底して病気の入を防ぐことが重要です。

口蹄疫等が発生している国への渡航は自粛すること。

- ・仮に渡航する場合には、畜産関連施設には立入らない。
- ・渡航先での動物への不必要な接触を避ける。
- ・肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ・帰国の際は、動物検疫所で家畜防疫官の指導をうける。
- ・帰国後1週間は、農場等に立ち入らない。

日頃から各種病気の発生状況等に注意し、飼養衛生管理基準を順守すること。（衛生管理チェック票などで確認しましょう！）。

異状があったらすぐに家畜保健衛生所（総合庁舎 0577-33-1111）まで連絡してください。

※平日時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。



飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

衛生管理チェック票

主なチェック項目

1	家畜が感染する病気の予防や拡散の防止に関する情報を把握している。	
2	衛生管理区域をはっきり分かるように設定している。	
3	「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場制限をしている。	
4	出入口付近に車両用の消毒薬を設置している。	
5	畜舎の出入口付近に立入者用の消毒薬を設置している。	
6	専用の衣服や靴を設置し使用している。	
7	立入るものは当日の行動歴や過去1週間以内の海外渡航歴を確認し、むやみに立ち入らせないようにしている。	
8	他の畜産施設などで使用したもので、直接、家畜に触れるようなものは洗浄または消毒している。	
9	持ち込む衣服や靴の過去4カ月以内の海外での使用歴を確認し、必要な場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
10	食品リサイクル資源を原料とする飼料は、加熱その他適切な処理が行われているものを利用している。	
11	野生動物が侵入しないように措置を講じている。	
12	飲用に適した水を給与している。	
13	侵入防止の柵や防鳥ネットなどの野生動物侵入防止対策を講じている。	
14	畜舎や器具の清掃消毒を定期的実施している。血液や体液が付着するものを使用する際には、1頭ごとに交換または消毒している。	
15	空いた畜舎、畜房などは清掃消毒している。	
16	適切な密度で飼育している。	
17	糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、運搬車両を消毒している	
18	異状があった場合に家畜保健衛生所に連絡する体制を確保している。	
19	毎日、家畜の健康観察を行っている。	
20	導入家畜は健康が確認されるまでの間は隔離して飼育する。	
21	防疫措置のための埋却、焼却などの処理の準備ができています。	

